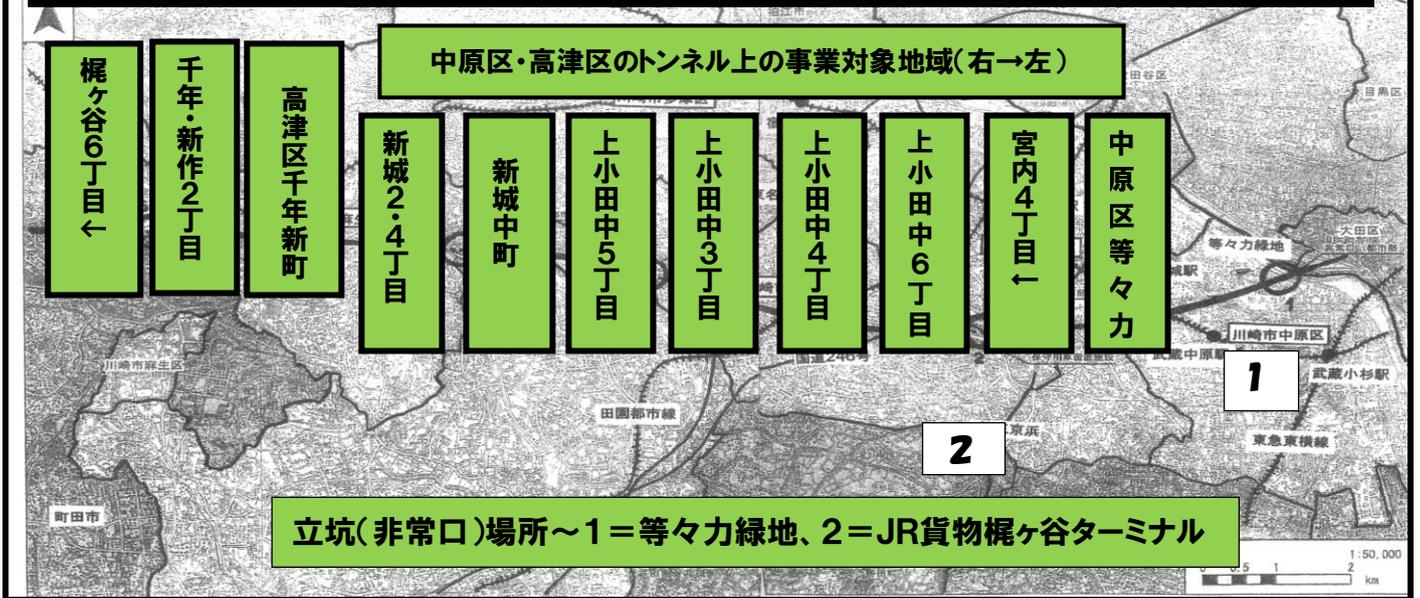


川崎市内のリニア新幹線大深度地下トンネル・ルート



<大深度法は、民法で認められた財産権(地上権)の侵害です>

大深度地下とは、地表から40m以上深い地下、又はビルやマンションなどの構造物の基底から10m以上深い地下を指します。首都圏の地上は開発が進み、新たな鉄道や道路など交通施設の整備が困難になったことから、地下鉄よりも深い大深度地下を開発利用しようといふにつくられた法律が「大深度地下の公共的使用に関する特別措置法」(通称「大深度法」、2001年1月施行)です。民法では「地上権は上下に及ぶ」(207条)として、いくら地下深くても、いくら高い上空でも地上に住む人の権利が保障されていましたが、大深度法は、大都市圏の大深度地下を公共事業に限り、地上に住む人の了解や補償を必要とせず開発できるというものです。

<騒音・振動など大深度地下トンネルの地表への影響は実証されていません>

中原区民、高津区民の皆さん、リニア新幹線は住宅密集地の川崎の大深度を16.3kmにわたって通す初めてのケースです。トンネル工事中や開業後の列車による騒音・振動・低周波音の影響は実際に実験もされていません。川崎市民にとって、リニア新幹線は何のメリットもありません。出来ても採算がとれない、その赤字のツケは国民が負うこととなります。皆さん、リニアを知り、そして早期の着工をやめさせましょう！

<大深度地下トンネル工事で、地下水の枯渇や噴出、地盤沈下の可能性もある>

リニア山梨実験線ではトンネル工事の影響で、周辺の井戸水が枯れました。また、南アルプスのトンネル工事や工事残土の処理で、大井川下流の60万人の水道水が危機にさらされます。